

築地魚市場株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は築地魚市場株式会社と称する。

英文では TSUKIJI UOICHIWA COMPANY, LIMITED と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社はつきの事業を営むことを目的とする。

1. 水産物及びその製品の販売の受託又は買付並びに販売。
2. 水産物の加工製造、漁撈並びに輸入。
3. 製氷、冷蔵、凍結並びにその製品の販売。
4. 不動産の所有並びに賃貸。
5. 前各号に附帯又は関連する事業並びに投資。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にこれを掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は 800 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを招集する。

株主総会の招集は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを行う。

(議 長)

第12条 総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。この場合には代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会等

(員 数)

第16条 当会社は10名以内の取締役を置く。

(選 任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関しては、本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長を定めることができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(執行役員及び役付執行役員)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。なお、執行役員に関する事項については、取締役会で定める執行役員規則による。

2 取締役会の決議によって、社長を定める他、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第27条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員 数)

第28条 当会社は4名以内の監査役を置く。

(選 任)

第29条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関しては本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(選 任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第43条 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

但し、その支払開始の日から満3年を経過して受領されないとときは当会社は支払の義務を免れるものとする。

(附 則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1948年 2月20日 原始定款作成
1949年 6月25日 変更
1951年 4月29日 "
1951年 12月18日 商法改正により変更
1953年 5月26日 変更
1956年 5月26日 商法改正により変更
1957年 5月26日 変更
1960年 5月28日 "
1961年 5月24日 "
1963年 5月28日 "
1970年 5月30日 "
1972年 5月26日 "
1975年 5月29日 商法改正により変更
1979年 6月29日 変更
1982年 6月29日 "
1986年 6月27日 "
1988年 6月29日 "
1991年 6月27日 "
1994年 6月29日 商法改正により変更
1998年 6月26日 変更
2002年 6月27日 商法改正により変更
2003年 6月27日 "
2004年 6月29日 変更
2005年 6月29日 "
2006年 6月29日 会社法施行により変更
2009年 6月26日 変更
2012年 6月28日 変更
2013年 6月27日 変更
2015年 6月26日 変更
2016年 6月29日 変更
2016年 10月 1日 変更
2017年 6月29日 変更
2018年 10月11日 変更
2022年 6月28日 会社法改正により変更